

平成 18 年 3 月 24 日規程第 1 号

改正 平成 20 年 5 月 9 日規程第 5 号 (イ)

改正 平成 20 年 7 月 18 日規程第 9 号 (ロ)

改正 平成 22 年 3 月 5 日規程第 1 号 (ハ)

改正 平成 24 年 3 月 23 日規程第 1 号 (ニ)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構資金調達及び金融機関等選定審査委員会の設置に関する規程 (ニ)

(目的)

第 1 条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が資金調達計画の適正を確保するとともに、資金調達業務を委託する金融機関及び借入金の借入先の選定の公正を確保するため、機構に資金調達及び金融機関等選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。(ハ) (ニ)

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 資金調達計画に関すること (ニ)
- 二 債券（政府保証債及び財投機関債）の発行に関する事務を委託する金融機関の選定に関すること (ハ) (ニ)
- 三 借入金（民間借入金及び政府保証借入金）の借入先の選定に関すること (ハ) (ニ)
- 四 弁護士の選定及び格付会社の選定に関すること (イ) (ニ)
- 五 その他委員長が必要と認める事項 (ニ)

(委員会の構成等)

第 3 条 本委員会は、理事長、理事長代理、及び理事で構成し、委員長は理事長とする。(ロ)

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができる。

(開催) (ニ)

第 4 条 委員会は、委員長が必要と認めるときに随時開催する。

(庶務等)

第 5 条 委員会の庶務は、経理部資金課が行う。

- 2 資金課は、第 2 条に規定する審議に必要な資料を作成する。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 24 日から施行する。

附 則 (イ)

この規程は、平成 20 年 5 月 9 日から施行する。

附 則 (ロ)

この規程は、平成 20 年 7 月 18 日から施行する。

附 則 (ハ)

この規程は、平成 22 年 3 月 5 日から施行する。

附 則（二）

この規程は、平成 24 年 3 月 23 日から施行する。